平成２５年（フ）第３８０１号
神奈川県横浜市金沢区並木３丁目11番４号
破産者　株式会社ケンズクリエイション
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８０２号
千葉県船橋市古作３丁目６－１
破産者　犬走　泰朗
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８２３号
東京都江戸川区平井６丁目76―１―201、開始決定時の住所東京都江戸川区平井１丁目23―５　成瀬方
破産者　相川　能孝
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８７０号
栃木県栃木市箱森町48番47号
破産者　有限会社フジックス
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８７１号
東京都目黒区八雲３丁目７―15―101
破産者　加藤　　勲
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０２５号
東京都大田区蒲田５丁目45―６―1005
破産者　藤田　敬二
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０２６号
東京都大田区蒲田５丁目45―６―1005
破産者　樋山百合子
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０８３号
東京都足立区東和４丁目３―５―18
破産者　冨田　幸男
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３４１号
東京都目黒区下目黒５丁目４番１号
破産者　有限会社パノラマレコード
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３４２号
神奈川県横浜市鶴見区矢向２丁目７―40―105
破産者　佐川　　修
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４２３号
東京都豊島区南長崎３丁目22―９　ダイワコーポ・Ⅱ201
破産者　大嶋　恒男
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５８８号
東京都品川区西品川３丁目５―２―203
破産者　澤尻　弘美
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６７７号
東京都国分寺市西恋ヶ窪４丁目14―８
破産者　栗原香代子
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７３１号
東京都世田谷区玉堤１丁目20―19―504
破産者　原　　浩
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８５２号
東京都練馬区中村３―17―６　内田ビル２階、商業登記簿上の本店所在地群馬県高崎市高浜町2229番地23
破産者　株式会社アクアブレーン
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８５３号
東京都新宿区北新宿１丁目13―８―202
破産者　灘谷　　寛
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９７５号
東京都江東区南砂１丁目11番９号
破産者　有限会社協信
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９８６号
神奈川県川崎市多摩区登戸3062―９―103
破産者　相良　康夫
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９８８号
東京都荒川区町屋６丁目２―６―201
破産者　駒澤　健次
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５００５号
千葉県木更津市ほたる野２丁目44―２　ベネツォーネＡ102
破産者　原田　亮介
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０５８号
東京都墨田区文花２丁目３番16号
破産者　エイチアンドエヌジャパン有限会社
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１３５号
東京都足立区梅田５丁目３番５号
破産者　有限会社クリーンモーガン
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部